

令和6年度「登録硝子工事基幹技能者講習・修了試験」実施案内

「登録硝子工事基幹技能者」は、建設業法施行規則第18条の3の2の規定に基づき、国土交通省により認定された資格です。

全国板硝子工事協同組合連合会（全硝工連）と全国板硝子商工協同組合連合会（全硝連）は両団体連名で、平成27年1月22日国土交通大臣より登録基幹技能者講習実施機関として、登録番号「33」を取得致しました。

令和6年度に登録硝子工事基幹技能者資格の取得を希望される方は、以下の募集要項を良くお読みいただき、受講の申し込みをして下さい。

令和6年度登録硝子工事基幹技能者講習・修了試験の流れ

令和6年度登録硝子工事基幹技能者講習の開催地は仙台市です。
募集定員は30名です。

期間等	受講者	委員会
受講申込期間：7月1日（月）～7月22日（月）	○	
受講者の決定：7月29日（月）		○
受講手数料の払込・最終書類送付：8月19日（月）迄	○	
最終審査・教科書送付：8月26日（月）頃		○
講習・修了試験実施：8月31日（土）～9月1日（日）	○	○
合格発表：9月30日（月）		○
修了証カード送付：10月下旬		○

登録硝子工事基幹技能者講習を受講される方への 助成金のご案内

「登録硝子工事基幹技能者講習」を従業員に受講させた事業主の方に対して、受講者の賃金等に係る助成金制度【人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成） / （賃金助成））】が利用できる場合があります。

【[建設事業主等に対する助成金（旧建設労働者確保育成助成金）](#) | [厚生労働省（mhlw.go.jp）](#)】

助成金を申請する場合には、事前に最寄りの都道府県労働局、またはハローワーク等でご確認ください。

1. 開催概要

(1) 令和6年度講習及び修了試験の日程と開催会場

【日時】	令和6年8月31日（土）～9月1日（日） 1日目：講習 9：30～17：20（受付開始 9：00～） 2日目：講習 9：15～15：20（受付開始 9：00～） 修了試験 15：50～16：50
【場所】	TKP 仙台西口ビジネスセンター 3階 カンファレンスルーム3A【会場地図参照】 〒980-0014 仙台市青葉区本町1-5-31 シエロ仙台ビル3階 電話：022-204-1036

(2) 募集定員

定員30名

なお、申込者が多数の場合には、講習委員会にて人数を調整させていただくことがあります。

(3) 講習の内容

講習は、講義（2日間計11時間）及び修了試験（1時間）により行います。
講義科目と内容

科目	内容	講義時間
基幹技能一般知識に関する科目	工事現場における基幹技能者に求められる位置付け・役割・業務知識・指導及び統率	30分
	工事現場における基幹技能者に求められる指導・統率とOJT手法	30分
硝子工事の技術に関する科目	ガラスの知識 硝子工事の専門知識	240分
基幹技能者関係法令に関する科目	労働安全衛生法その他関係法規に関する事項	60分
建設工事の施工管理、事務管理、工程管理、資材管理、原価管理、品質管理、安全管理に関する科目	施工管理・事務管理に関する事項	30分
	工程管理に関する事項	50分
	資材管理に関する事項	40分
	原価管理に関する事項	30分
	品質管理に関する事項	50分
	安全管理に関する事項	100分
合計		660分

(4) 修了試験の科目と内容

試験は講義の科目に応じ、それぞれの内容について1時間行います。
試験問題は四者択一式で、講義の内容全てから計30問出題します。

2. 受講要領

(1) 受講資格は次の要件を全て満たすこと。

- ① 板硝子工事の施工現場において10年以上の実務経験を有する者

- ② 職長・安全衛生責任者講習修了者で、板硝子工事の施工現場において3年以上の職長経験を有する者
- ③ 次の資格のいずれかを有する者
 - イ. 1級建築施工管理技士または2級建築施工管理技士（仕上げ）
 - ロ. 優秀施工者国土交通大臣表彰者（建設マスター）
 - ハ. 1級ガラス施工技能士

【職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく】

(2) 受講の申込方法

① 申込書類の内容

イ. 受講申込書【様式1】

必要事項を記入の上、捺印してください。

ロ. 実務経験証明書（兼 誓約書）【様式2】

当該申請者の事業主が証明したもの。受講者本人が事業主の場合は、記載事実と相違ない旨の誓約署名をしてください。

ハ. 職長・安全衛生責任者講習修了証のコピー

なお、平成18年以前の修了者は「職長のためのリスクアセスメント教育」の修了証コピー、または職長実務経験証明書【様式2-1】に元請建設業者の証明を貰って提出してください。

ニ. 資格を証明する合格証などのコピー

資格基準のうち、いずれか1つのコピー（A4サイズ）を添付してください。

- 1) 1級建築施工管理技士または2級建築施工管理技士（仕上げ）
- 2) 優秀施工者国土交通大臣表彰者（建設マスター）
- 3) 1級ガラス施工技能士

② 申込書類の送付方法と送付先

送付方法	上記の申込書類（イ～ニ全て）を折らずに角2封筒に入れ、郵送してください。 「登録基幹技能者講習申込書類 在中」と明記のこと。 令和6年7月1日（月）～7月22日（月）到着分
送付先 (どちらかに送付してください。)	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-38-9-602 全国板硝子工事協同組合連合会内 登録硝子工事基幹技能者講習委員会事務局宛
	〒103-0007 東京都中央区日本橋浜町2-38-9-601 全国板硝子商工協同組合連合会 登録硝子工事基幹技能者講習委員会事務局宛

※申込書の提出により、7のプライバシーポリシーに同意頂いたものとします。

③ 申込書類の入手方法

全硝連HPからダウンロードするか、以下の実施団体宛にご請求ください。

全硝連ホームページ (URL: <http://www.zenshouren.jp>)

事務局 全国板硝子工事協同組合連合会 TEL: 03-6413-6222
 全国板硝子商工協同組合連合会 TEL: 03-5649-8577

(3) 受講資格の審査と受講者の決定

講習委員会は申込書類について、資格審査を実施の上受講者を決定し、7月29日(月)までに申込者全員にその結果をお知らせし、その後の手続きに必要な案内を送付いたします。

なお、申込者が多数の場合は人数調整をすることがあります。

(4) 受講決定後の必要な手続き

受講決定者には受講までに必要な手続きをお知らせしますので、それに基づいて以下の手続きをお願いします。

① 受講料の振込 55,000円

【税抜金額50,000円 消費税5,000円 適応税率10%】

振込先	みずほ銀行(0001) 日本橋浜町出張所(785)
	口座番号 普通預金 1064922
	口座名義 登録硝子工事基幹技能者講習委員会
	【全国板硝子工事協同組合連合会】
	インボイス登録番号:T8010005002000

宿泊・食事(講習時の昼食など)は各自で手配してください。

申込者が欠席の場合でも、原則として受講料の返金はいたしません。

② 次にあげる書類の準備をお願いします。

イ. 写真1枚(縦30mm×横24mm、無帽、無背景)

写真裏には、必ずお名前をご記入ください。

ロ. 住民票(受講申込の3か月以内のもの コピー不可)

ハ. 講習の受講料が払い込まれている証明書、振込明細等のコピー

③ 受講手続き書類の送付期限

上記の書類(イ～ハ全て)を封筒(定型サイズで可)に入れ、以下の期限までに郵送してください。

「登録基幹技能者講習手続き書類 在中」と明記のこと。

送付先は(2)②をご参照ください。

令和6年8月19日(月)必着

(5) 受講票・教科書の送付

講習委員会は手続き書類を確認したのち、令和6年8月26日(月)までに、受講者全員に対して受講No・写真を貼付した受講票と教科書を送付しますので、事前学習の上、講習に臨んでください。

(6) 講習会当日に持参するもの

① 受講票

② 事前配布した教科書

③ 筆記用具(試験で使用するB以上の黒鉛筆と消しゴムをご持参ください。)

なお、講習当日に受講票、教科書のない者は受講できません。

また、原則として遅刻、早退は認められません。

3. 合格発表及び試験問題の公表

(1) 合格発表日 令和6年9月30日(月)の予定

(2) 受講者には「合否判定結果のお知らせ」を、また合格者には「ヘルメット用貼付シール（3枚組）」もあわせて郵送いたします。
さらに、合格者の受講番号を全硝連HP（URL：<http://www.zenshouren.jp>）で公表いたします。

(3) 試験問題及び合格判定の基準は、一定期間、上記ホームページで公表いたします。
ただし、内容に関する問い合わせについては一切応じません。

4. 講習修了証（写真入りカード）の交付及び「登録基幹技能者データベース」への登録について

修了試験合格者は「登録硝子工事基幹技能者」として認定し、10月下旬頃に「登録硝子工事基幹技能者講習修了証（写真入りカード）」が交付されます。また、（一財）建設業振興基金が運営する「登録基幹技能者データベース」（http://www.yoi-kensetsu.com/kikan/data_top.php）に登録硝子工事基幹技能者として登録され、情報公開に係る同意書を提出された方については、氏名、フリガナ、都道府県、所属組織、修了年月日等を公表いたします。

5. 講習修了証の有効期限及び更新申請

講習修了証の有効期限は「登録硝子工事基幹技能者講習修了証」の交付日から5年間です。

有効期限は更新講習の受講によって、更に5年間延長になります。
講習修了証の更新方法などは別途お知らせいたします。

6. 不合格者への特例措置

講習を受講し、修了試験を不合格になった者は、翌年度中かつ1回に限り、講義受講を免除した上で、修了試験を受けることができます。
詳細は別途ご案内いたします。

7. 個人情報に関する取扱い

(1) 法令等の遵守

登録硝子工事基幹技能者講習委員会は、登録硝子工事基幹技能者の個人情報を取扱うにあたり、個人情報保護に関する法令等を遵守します。

(2) 利用目的

利用目的は次の通りです。

- ①登録硝子工事基幹技能者講習の申込資格審査及び個人認証のため
- ②登録硝子工事基幹技能者に硝子工事に関連した情報を提供するため
- ③登録硝子工事基幹技能者の講習、修了証等の再発行および更新のため
- ④資格制度を整備するデータベースのため
- ⑤個人情報を統計的に集計・分析し、個人を識別・特定できない形態に加工した統計資料等を作成するため

(3) 適正な取得

登録硝子工事基幹技能者講習委員会は、登録硝子工事基幹技能者の個人情報

を偽りその他の不正手段で取得することはいたしません。

(4) 第三者への提供

登録硝子工事基幹技能者講習委員会は、次の場合を除き個人情報を第三者に提供することはいたしません。

- ①登録硝子工事基幹技能者より、あらかじめ同意を得ている会社に提供する
場合
- ②法令に基づく場合
- ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、登録硝子工事基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- ④公衆衛生の向上、または児童の健全な育成推進のために特に必要がある場合であって、登録硝子工事基幹技能者の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤国の機関、若しくは地方公共団体、またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録硝子工事基幹技能者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(5) 安全管理

登録硝子工事基幹技能者講習委員会は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。

(6) 個人情報管理者の指導・監督

登録硝子工事基幹技能者講習委員会は、個人情報を取扱うにあたっては、個人情報の安全管理が図られるよう指導及び適切な監督を行います。

(7) 委託先の監督

登録硝子工事基幹技能者講習委員会は、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。

(8) 苦情対応

登録硝子工事基幹技能者講習委員会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な対応をいたします。

以上